

氏名	高橋 哲		
学位の種類	博士（カウンセリング科学）		
学位記番号	博甲第	7811	号
学位授与年月	平成	28年	3月 25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	矯正施設における実証的根拠に基づく査定と処遇の 在り方に関する研究 —再犯リスクと自傷行為に着目して—		
主査	筑波大学教授 博士（心理学）	藤生	英行
副査	筑波大学教授 博士（心理学）	大川	一郎
副査	筑波大学教授 博士（人文科学）	安藤	智子
副査	東京福祉大学教授 教育学博士	田上	不二夫

論文の内容の要旨

（目的）

本博士論文は、矯正施設における再犯防止に資する効果的な査定と処遇を推進するための基礎資料を提供することを目的に、特に、「再犯リスク」及び「自傷行為」に着目して実証的な検討を加えたものである。

（対象と方法）

本博士論文は、三部から構成され、第一部（第1章から第4章）では理論的背景の検討、第二部（第5章から第10章）ではデータに基づく実証的な検討、第三部（第11章から第12章）では前記二部を踏まえた上での総括とした。

第一部においては、研究をめぐる社会的背景について論じるとともに、犯罪・非行臨床において特に再犯リスクと自傷行為に着目する意義と必要性について論じた（第1章）。その上で、再犯リスク及び自傷行為に関する先行研究を概観し、各領域の研究の現状と課題について明らかにした（第2章及び第3章）。さらに、前章までの検討を踏まえ、本博士論文の目的とともに、その構成について提示した（第4章）。

第二部は、再犯リスク（第5章～第7章）及び自傷行為（第8章～第10章）に関する実証的検討の二つに大別し、それぞれデータに基づく検討を行った。具体的な研究の対象と方法としては、

少年鑑別所及び刑務所の被収容者を対象とし、質問紙、面接調査、矯正施設の保有する記録に基づく調査等を併用して研究を実施した。

第三部においては、第二部まで得られた知見を踏まえ、施策・臨床の両面から総合的に考察を加えた（第 11 章）上で、本研究の限界と今後の課題について論じた（第 12 章）。

（結果）

第二部の前半では、主として、再犯率の低下に寄与する再犯リスクの査定の在り方について実証的な検討を加えた。具体的には、再犯リスクの査定のために開発されたリスクアセスメントツールの我が国への適用可能性を検討するため、少年鑑別所を退所した被収容者を対象に追跡調査を行い、その再犯に関する予測妥当性を検討した。その結果、再犯の生起だけでなく再犯までの期間という観点からも十分な予測的妥当性を有していることが示された（第 5 章）。次に、リスクアセスメントツールと臨床家のリスク判断の再犯予測の精度を比較したところ、欧米の先行研究と同様に、臨床家の判断に比してリスクアセスメントツールの方が予測の正確性という観点において優れていることが示唆された（第 6 章）。さらに、リスクアセスメントの理論的背景であるリスク原則に則った処遇の実施が、我が国の非行少年の再犯率の低下をもたらすか否かを検討したところ、おおむねリスク原則を支持する結果が得られた（第 7 章）。

第二部の後半では、主として、自傷行為の実態について多角的かつ実証的に検討を加えた。具体的には、少年鑑別所の被収容者を対象に質問紙調査を実施した結果、男子に比して女子の自傷行為の生涯経験率が有意に高いこと、習慣群の占める比率も女子において有意に高く、慢性化・嗜癖化している者が多いこと、非習慣群よりも習慣群の方が抑うつ及び解離が重篤であり、被虐待体験の該当比率も有意に高いこと、自傷行為は感情調整等の複数の異なる機能を有していることといった結果が得られた（第 8 章）。次に、矯正施設の被収容者と一般群との間で自傷行為の体験率や機能が異なるか否かを比較検討するため、少年鑑別所の被収容者と非臨床群である大学生に対して同一の質問紙調査を実施した。その結果、年齢や性別を統制した上でも、鑑別所群は大学生群に比べて自傷行為の生涯経験率が高いこと、性別や調査対象者の区分や自傷行為の頻度により自傷行為に求められる機能も異なることが示唆された（第 9 章）。最後に、自傷行為とその背景要因としての児童期の虐待被害との関連を検討するために、成人の薬物事犯受刑者を対象に質問紙を実施した。その結果、虐待被害頻度が高い者ほど、故意の自損行為を有意に多く行っていること、性別や年齢を統制した上でも、児童期における日常的な被虐待体験が習慣的な自傷行為に該当する者の比率を高めるほか、成人に達してからの薬物以外の犯罪行為のリスクを高めることが示された（第 10 章）。

（考察）

第三部では、第二部までの結果を踏まえ、再犯リスクの査定とその査定結果の活用の在り方や、被収容者の自傷行為の適切な理解と対処の在り方について考察を加え、施策及び臨床実務の双方の観点からの提言を行った（第 11 章）。具体的には、リスクアセスメントツールの我が国への適用に際しての留意点、リスクアセスメントツールが意思決定にもたらす効用と限界、臨床家の判断との融合の在り方のほか、自傷行為の機能の的確な把握の必要性、自傷行為と自殺行動との関連の検討、被虐待体験との関連やその犯罪・非行臨床上の取扱いといった観点からの考察を加えた。さらに、

本研究の限界と今後の課題についても論じた（第 12 章）。

審査の結果の要旨

(批評)

再犯リスクと自傷行為という視点は、矯正施設における査定と処遇を考える上で欠かせないものであるが、これまで我が国の犯罪・非行臨床においては実証的な知見の積み重ねは必ずしも十分ではなかった。その意味で本研究の学術的意義は高いと判断される。本研究で扱われた視点である他者を害する行為と自己を破壊する行為の双方に注視し検討を加えることで、犯罪者や非行少年についての査定の範囲が広がると考えられた。本研究の知見を利用することで、今後一層効果的な処遇に役立てること可能になると期待される。

平成 28 年 2 月 1 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（カウンセリング科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。